

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 株式会社服部商会
法人番号: 3210001002707
住 所: 福井県福井市成和1丁目810番地
2. 指名停止措置期間: 令和3年4月22日から令和3年5月21日まで(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲: 北陸地方測量部管内

4. 事実概要:

福井県若狭町が発注した大気汚染測定局の新設工事を巡る官製談合事件において、令和3年2月3日、株式会社服部商会の社員が贈賄の容疑で福井県警に逮捕された。

同事件で加重収賄及び収賄の容疑で逮捕された若狭町職員は、測定局の装置の納入業者選定において便宜を図った見返りに、令和2年12月23日ごろ、若狭町内で服部商会の当該社員からタブレット端末など8点を受け取ったとされる。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である株式会社服部商会の使用人の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第3号ハ(贈賄)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1~2 略	略
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヶ月以内 1ヵ月以上3ヶ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)